

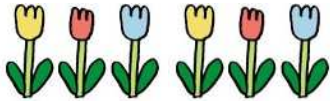


令和6年度 土岐市

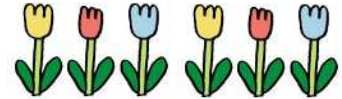


こども園等入園申込案内

(こども園・保育園・地域型保育事業所)



**大切なことが書いてあります。
内容はすべてご確認ください。**



◆お問合せ

土岐市役所 子育て支援課（市役所1階）

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

電話 0572-54-1111（内線）186・187

FAX 0572-54-7062

E-mail kosodate@city.toki.lg.jp

この冊子は、令和6年度末まで保管してください。

目次

1	こども園・保育園・地域型保育事業所とは	1
2	教育・保育給付認定	1
3	学齢早見表	2
4	入園選択フローチャート	2
	土岐市こども園・保育園・地域型保育事業所一覧	3
5	入園申込みの流れ（4月入園の場合）	5
6	こども園（幼稚園部）	6
7	こども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所	7
8	利用調整	10
9	利用にあたっての注意事項	13
10	利用者負担額	14
11	よくある質問と回答	17
12	こども園等での生活	19
13	園からのお願い（公立園）	20
14	年度途中での入園・広域入所・私的契約	22
15	特別保育	23
16	その他の保育サービス・施設等	25



1 こども園・保育園・地域型保育事業所とは

【こども園】

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設

年齢	区分	利用できる保護者
0～2歳児	保育園部	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
3～5歳児	保育園部	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
	幼稚園部	制限なし

【保育園】

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

※公立園は令和6年度より全てこども園化します

【地域型保育事業所】

20人未満で、0～2歳児のこどもを保育する施設

2 教育・保育給付認定

こども園等を利用するには、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は3つの認定区分に分別され、認定区分ごとに利用可能な施設が異なります。

<3つの認定区分>

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用時間	利用できる施設
1号（教育認定）	満3歳以上	不要	教育標準時間	幼稚園 こども園（幼稚園部）
2号（保育認定）	満3歳以上	必要	保育標準時間 保育短時間	こども園（保育園部） 保育園
3号（保育認定）	満3歳未満	必要	保育標準時間 保育短時間	こども園（保育園部） 保育園 地域型保育事業所

認定については、教育・保育給付認定の内容を記載した通知書を交付しますが、市外の施設等の利用により「支給認定証」が必要な方は子育て支援課まで申し出てください。

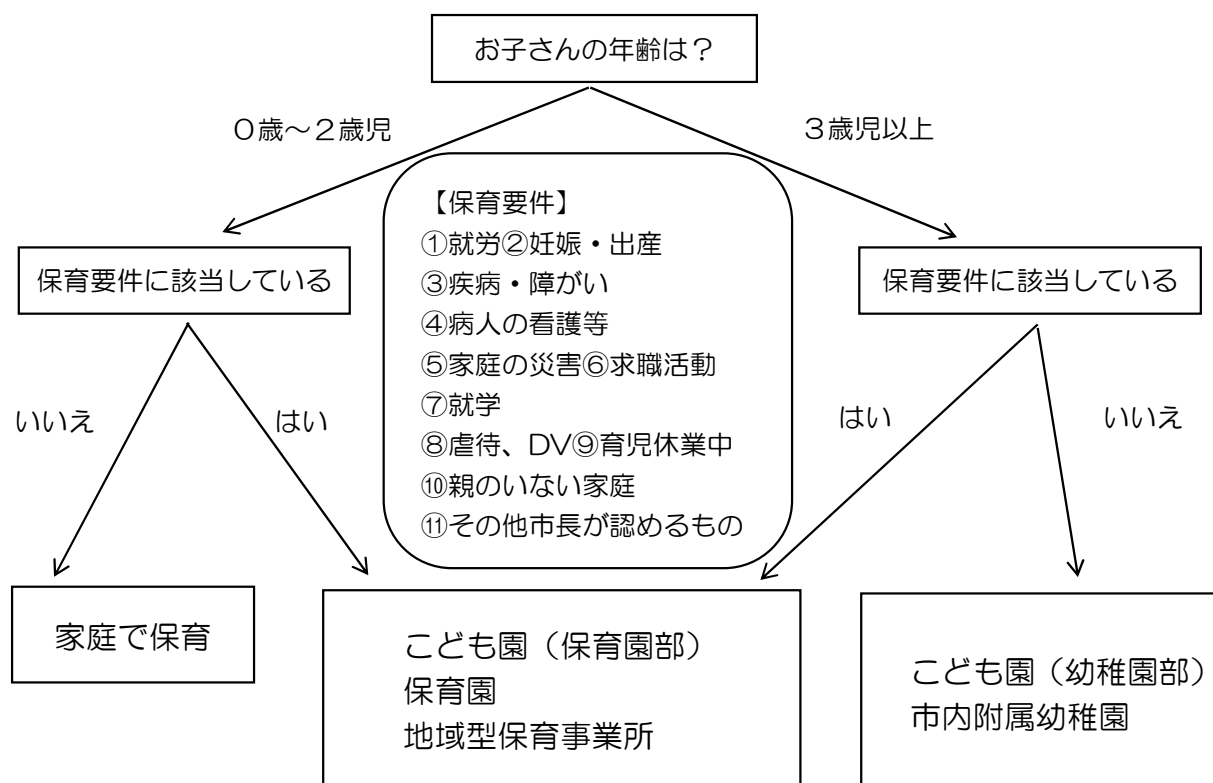
3 学齢早見表

令和6年4月1日時点の年齢が基準となります。

乳児（0歳児）	令和 5年4月2日生～（生後57日目から入園できます。）
1歳児	令和 4年4月2日生～令和 5年4月1日生
2歳児	令和 3年4月2日生～令和 4年4月1日生
3歳児（年少）	令和 2年4月2日生～令和 3年4月1日生
4歳児（年中）	平成31年4月2日生～令和 2年4月1日生
5歳児（年長）	平成30年4月2日生～平成31年4月1日生

4 入園選択フローチャート

認定こども園・保育園・幼稚園・地域型保育事業所
選択フローチャート



土岐市子ども園・保育園・地域型保育事業所

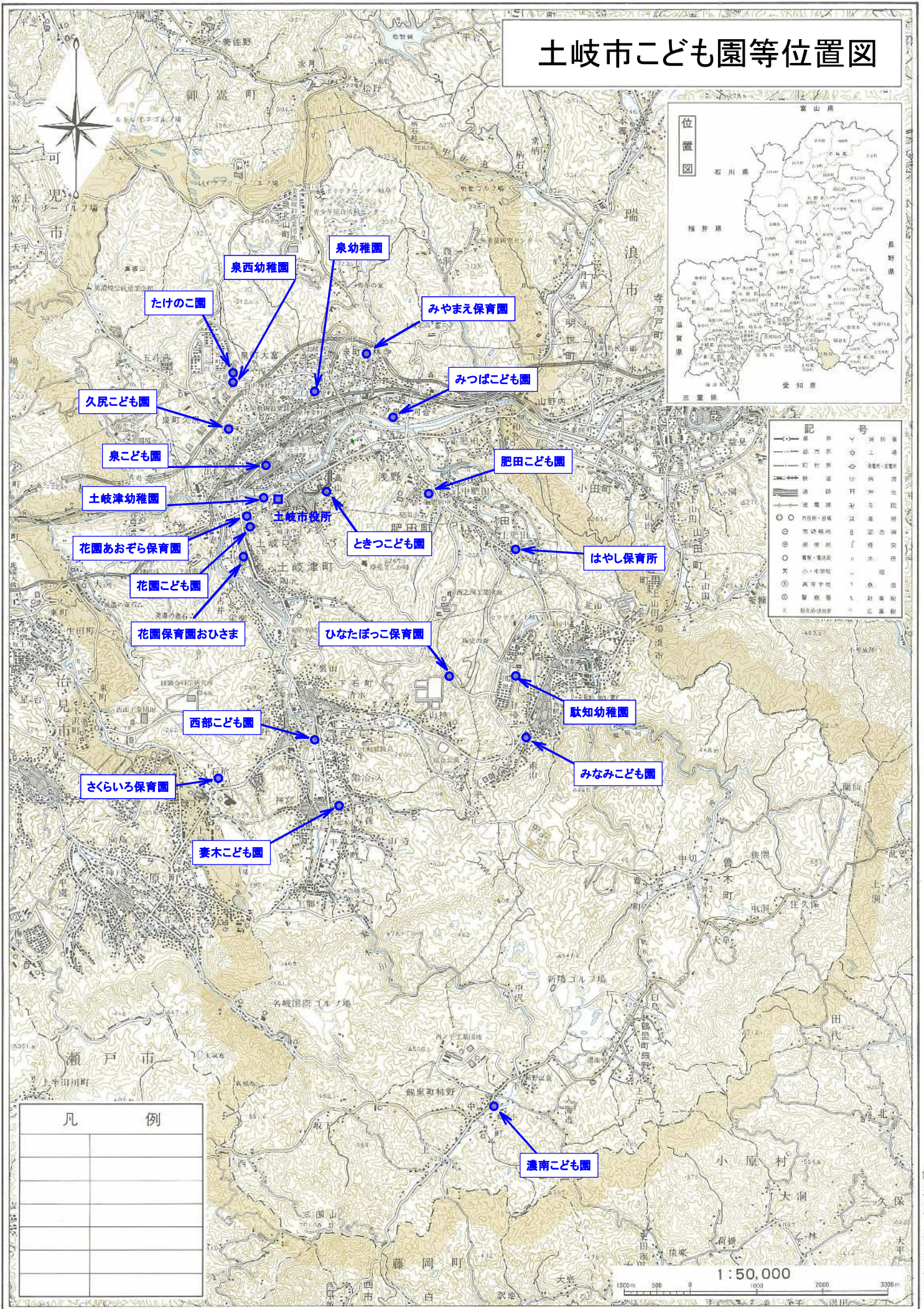
令和6年度

保育所等名		所在地・電話	受入年齢	土曜日 保育	保育時間 ()内は土曜日
公 立	西部子ども園	下石町 1015-1 ☎57-2520	57日目から	※1	7:30~19:00
	妻木子ども園	妻木町 1357 ☎57-2514	57日目から		7:30~19:00
	濃南子ども園	鶴里町柿野 1184-1 ☎52-2101	57日目から		7:30~19:00
	みなみ子ども園	駄知町 2326-1 ☎59-2880	57日目から		7:30~19:00
	肥田子ども園	肥田町肥田 2285-1 ☎54-5629	57日目から		7:30~19:00
	みつば子ども園	泉町河合 735-2 ☎55-3777	1歳児から		7:30~19:00
	泉子ども園	泉町久尻 12-1 ☎54-7752	57日目から		7:30~19:00
	久尻子ども園	泉町久尻 948-1 ☎55-5202	57日目から		7:30~19:00
私 立	ときつ子ども園	土岐津町高山 427-3 ☎55-6805	1歳の誕生日 から	○	7:30~19:00 (7:30~18:30)
	花園子ども園	土岐津町土岐口 974-1 ☎55-4021	57日目から	○	7:30~19:00 (7:30~18:30)
	花園あおぞら 保育園	土岐津町土岐口 1924-1 ☎54-1211	57日目から 2歳児まで	おひさま と合同	7:30~19:00 (7:30~18:30)
地 域 型 保 育 事 業 所	みやまえ保育園	泉町定林寺 482-3 ☎55-7931	57日目から	○	7:30~19:30 (7:30~19:30)
	はやし保育所	肥田町肥田 538 ☎59-3441 (林)	57日目から	○	7:00~19:00 (7:00~18:00)
	ひなたぼっこ 保育園	下石陶史台 1-2267-7 ☎44-7600	57日目から	○	7:30~18:30 (7:30~17:30)
	土岐共同保育所 たけのこ園	泉町久尻 1410-2 ☎54-4820	57日目から	○	7:00~19:00 (7:30~15:30)
	花園保育園 おひさま	土岐津町土岐口 914-3-2 ☎51-4445	57日目から	あおぞら と合同	7:00~19:00 (7:30~18:30)
	さくらいろ保育園	下石町 304-198 ☎44-8668	57日目から	○	7:00~19:00 (7:00~19:00)

※1 公立園において土曜保育は実施しますが、指定園でのみの実施となります(7:30~18:30)

※全園で障がい児保育を行っていますが、障がいの程度によって受入ができない場合があります。

土岐市こども園等位置図



記号	
○	市役所
●	市立幼稚園
◎	私立幼稚園
○	保育園
○	こども園
○	小学校
○	中学校
○	高等学校
○	警察署
○	消防署
○	公民館
○	図書館
○	郵便局
○	銀行
○	道路
○	鉄道
○	河川
○	境界
○	市界
○	県界

凡 例	

1 : 50,000
1000m 500 0 1000 2000 3000m

岐阜県土岐市役所

5 入園申込みの流れ（4月入園の場合）

9月4日（月）～19日（火） 入園申込案内等配布

- ・各園で配布を行います。入園を希望する園でお受け取りください。
- ・市のホームページからダウンロードも可能です。



9月25日（月）～10月4日（水） 入園申込み（一次受付）

- ・入園を希望する園によって提出書類等が異なります。
- ・P6～P8までをよくお読みいただき、申込みに必要な書類等をご用意ください。
- ・受付を行う日時は、園ごとに指定されています。（P9）
原則、希望する園の受付日時でお申し込みください。
都合が悪い場合は、他園の日時でも受付可能です。



10月中旬 利用調整（P10～P11）

- ・申込者が受入れ可能人数を超えた園で実施します。
- ・利用調整の結果、希望の園に入園できない方には別途ご連絡します。
- ・10月末までに連絡がない場合は、希望園で内定となります。



11月下旬 入園面接（新入園児）

- ・11月上旬頃に別途案内を送付します。



1月 入園申込み（二次受付）

- ・一次受付後、空きがある園で、追加申込を受け付けます。
- ・詳細は、別途ホームページ等でご案内します。



2月～3月 健康診断・入園説明会（新入園児）

- ・2月上旬頃に案内を送付します。



3月下旬 決定通知

- ・入園決定者へ通知を送付します。

6 こども園（幼稚園部）

（１）入園できるこども

令和6年4月1日時点で土岐市に住民登録している（予定者含む）3歳児～5歳児までのこども。

（２）申込み方法

公立園	以下の（３）（４）参照
私立園	<u>各園にお問い合わせください</u>

（３）提出書類（公立園）

新入園児 在園児	<input type="checkbox"/> こども園等入園申込書兼施設型給付費等教育・保育給付認定申請書
新入園児	<input type="checkbox"/> 土岐市歳入金口座振替・自動払込利用申込書兼廃止届書 ※ <u>直接金融機関に提出してください</u>
該当する場合 に提出する もの	<input type="checkbox"/> 令和5年度（令和4年分）市町村民税の所得課税証明書 令和5年1月2日以降に土岐市に転入され、現在未就園の方 ※父母ともに必要です

- 申込みは、こども1人につき1園1通に限ります。
- こども園保育園部及び幼稚園等との併願はできません。

（４）受付日時

P9を確認いただき、入園を希望する園の指定日時に、上記（３）の書類をご提出ください。

（５）その他

- 利用時間は8時30分～14時30分までです。
- 小学校と同じように夏休み等の長期休暇があります。
- 預かり保育は実施していません。
- 私立こども園の幼稚園部に関する問い合わせは、各園へご連絡ください。

7 こども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所

(1) 入園できるこども

- ・令和6年4月1日時点で土岐市に住民登録している（予定者含む）生後57日目～5歳児までのこども。
- ・保護者全員が(2)保育を必要とする理由のいずれかに該当し、こどもを家庭で保育することができないと認められる場合。

(2) 保育を必要とする理由及び必要書類

保育を必要とする理由	認定基準	必要書類
①就労	1月に常時60時間以上労働し、その労働によって収入を得ていること	㊦就労（予定）証明書
①就労（自営）		㊦就労（予定）証明書 ①自営を証明する書類の写し （最新の確定申告書・源泉徴収票）
②妊娠・出産	出産前後であること （産前6週、産後8週）	㊧母子手帳の表紙と出産予定日が明記されたページの写し
③疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいを持っていること	㊨医師の診断書（治療期間及び保育が困難である理由が明記されたもの）
④病人の看護等	同居の親族が長期にわたる病気等により常に看護や介護が必要な状態であること	㊩介護状況申告書及び診断書など
⑤家庭の災害	火災や風水害、地震などにより、家庭を失ったり、家を破損したりしたため、その復旧をしていること	㊪罹災証明書
⑥求職活動	求職のための活動及び起業の準備等を継続的に行っていること（原則60日まで）	㊫公共職業安定所のハローワークカードの写しなど
⑦就学	大学や専門学校（職業訓練校を含む）に在学していること	㊬在学証明書及び授業時間が確認できる書類
⑧虐待、DV	児童虐待のおそれや配偶者からの暴力などにより家庭で保育することが困難と認められること	
⑨育児休業中	年度途中に育児休業を取得する場合など、育児休業前から保育所を利用しており、引き続き利用が必要と認められること	㊭勤務先の辞令など、育児休業期間がわかる書類
⑩親のいない家庭	死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいないこと	
⑪その他	保育が必要と市長が認める上記の事項に類する状態にあること	㊮その他保育を必要とすることが証明できる書類

(3) 保育の必要量の認定

- ・こども園（保育園部）等の利用にあたり、「保育の必要量」の認定を行います。保育標準時間・保育短時間の区分によって、利用できる時間及び保育料が異なります（保育料についてはP14～P15参照）。

保育標準時間	1日最大11時間（7:30～18:30）の中で 必要となる保育時間 主にフルタイム就労、月の労働時間が120時間程度以上の方が対象となります。 ※地域型保育事業所の保育時間については、事業所により異なるため、P3をご確認ください。
保育短時間	1日最大8時間（8:00～16:00）の中で 必要となる保育時間 主にパートタイム就労、月の労働時間が60時間以上の方が対象となります。 ※⑥求職活動、⑨育児休業中を理由とした利用の場合は、保育短時間の認定となります。

- ・保育時間は、最大限利用できる時間です。実際の利用にあたっては、就労時間等を踏まえた必要最低限の時間のみご利用いただけます。

(4) 提出書類（公立園・私立園・地域型保育事業所）

新入園児 在園児	<input type="checkbox"/> 入所申込書等提出チェックシート <input type="checkbox"/> こども園等入園申込書兼施設型給付費等教育・保育給付認定申請書 <input type="checkbox"/> 保育の認定にあたり必要となる書類 （P7の㊶～㊸のいずれか）
新入園児	<input type="checkbox"/> 土岐市歳入金口座振替・自動払込利用申込書兼廃止届書 ※ <u>直接金融機関に提出してください</u> ※花園こども園・ときつこども園及び地域型保育事業所の利用者は提出不要です。
該当する場合 に提出する もの	<input type="checkbox"/> 令和5年度（令和4年分）市町村民税の所得課税証明書 令和5年1月2日以降に土岐市に転入され、現在未就園の方 ※父母ともに必要です

※写しの提出が必要な書類については、必ず事前にコピーを取り、ご持参ください。
 ※提出の際は、チェックシートをよくご確認ください、書類の不備や不足がないようご注意ください。

※提出書類に虚偽等がある場合は、入園決定を取り消すことがあります。

(5) 受付日時

【新入園の方】

原則、入園を希望する園の指定日時に(4)の書類をご提出ください。

入園希望園	受付日	受付時間	受付場所
濃南こども園	9月25日(月)	9時30分~12時	濃南こども園
妻木こども園		13時30分~16時	つまぎ保育園
肥田こども園	9月26日(火)	9時30分~12時	ひだ保育園
みなみこども園		13時30分~16時	みなみ保育園
西部こども園	9月27日(水)	9時30分~12時	西部こども園
		13時00分~16時	
泉こども園	9月28日(木)	9時30分~12時	泉こども園
久尻こども園	9月29日(金)	9時30分~12時	久尻保育園
みつばこども園		13時30分~16時	みつば保育園
花園こども園 花園あおぞら保育園	10月 2日(月)	9時30分~12時	花園こども園
		13時00分~16時	
ときつこども園	10月 4日(水)	9時30分~12時	ときつこども園

上記以外の地域型保育事業所(はやし保育所・みやまえ保育園・土岐共同保育所たけのこ園・ひなたぼっこ保育園・花園保育園おひさま・さくらいろ保育園)については10月4日(水)までに各事業所に必要書類を提出してください。

※入園希望園の指定する日時に都合がつかない場合は、他園の受付日に提出していただいても構いません。

【在園児で進級される方】

園が指定する日時までに(4)の書類を通園中の園にご提出ください。

※きょうだいで新入園の方がいる場合は、新入園の方の申込みとあわせてご提出ください。

※提出書類に不備や不足がある場合、受付できないことがありますのでご注意ください。

※期限後の提出は、受け付けません。

8 利用調整

(1) 利用調整とは

入園希望者が、こども園等の受入れ可能人数を超えた場合に、一定の基準に基づき、優先度の高い方から入園決定を行い、希望の園へ入園できない方に、他園への異動等を相談・調整するものです。

(2) 優先度の判定方法

未満児（0～2歳児）

P12の「基準指数表」に基づき、保育の必要性等を点数化し、点数の高い方から入園決定となります。同点の場合は、抽選により決定します。

以上児（3～5歳児）

① 定員の範囲内において、校区内からの幼稚園部希望者を入園決定 ※

- 定員を超える場合は、以下の順位で入園を決定します。
 1. 進級児（在園児が引き続き同じ園に進級する場合）
 2. きょうだい児（きょうだいの同一園への入園が決定している場合）
- 上記の方法で入園が決定しない場合は、抽選を行います。

② 定員の範囲内において、保育園部希望者の入園決定

- 定員を超える場合は、P12「基準指数表」に基づき、点数の高い方から入園を決定します。
- 同点の場合は、抽選を行います。

③ 校区外からの幼稚園部希望者を入園決定 ※

- ①②の入園決定後、定員に空きがある場合に受入れ可能です。
- 希望者が空き枠より多い場合は、以下の順位で入園を決定します。
 1. 進級児（在園児が引き続き同じ園に進級する場合）
 2. きょうだい児（他クラスできょうだいの入園が決定している場合）
- 上記の方法で入園が決定しない場合は、抽選を行います。

※私立園の幼稚園部については、各園で入園決定を行うため、優先順位等が異なる場合があります。私立園の保育園部については、公立園と同様に、上記②の方法で入園決定を行います。

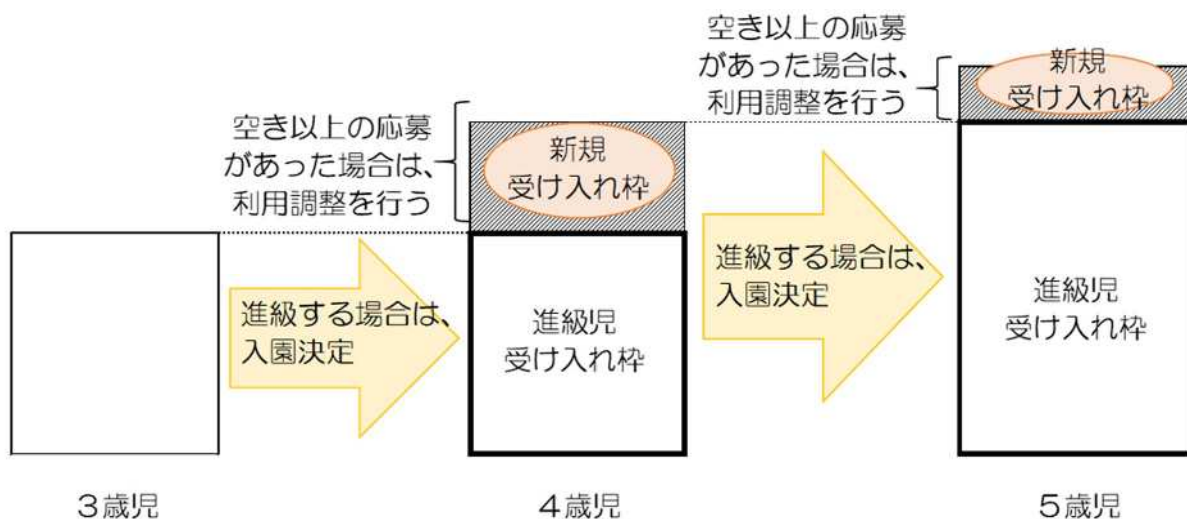
(3) 3歳児以上の受入れ可能人数の目安

区分	園	3歳児		4歳児		5歳児	
		幼稚園部	保育園部	幼稚園部	保育園部	幼稚園部	保育園部
公立	西部こども園	20	36	20	36	20	36
	妻木こども園	10	30	10	34	15	35
	濃南こども園	5	15	5	15	10	10
	みなみこども園	5	15	5	15	5	15
	肥田こども園	10	30	10	32	10	32
	みつばこども園	5	15	5	16	5	16
	泉こども園	5	25	5	25	5	25
	久尻こども園	5	35	5	37	10	45
私立	花園こども園	10	50	10	50	10	50
	ときつこども園	5	10	5	15	5	15

※目安のため、実際の受入れ人数とは異なる場合があります。

(4) 令和7年度以降の利用調整（予定）

未満児		変更なし
以上児	3歳児	変更なし
	4・5歳児	① 進級児は、原則入園決定 ② ①の後、定員に余裕があれば新規で受入れを行う ③ ②で空き枠以上の応募があった場合、利用調整を行う



こども園等入園基準指数表

令和6年度

1. 基準指数（保育の必要性の事由）

内 容	細 目		父	母	
①就労	外勤・内勤 自営業代表者 個人事業主	1日7.5時間以上就労しているもの（休憩除く）	10	10	
		1日6時間以上就労しているもの（休憩除く）	8	8	
		1日4時間以上就労しているもの（休憩除く）	6	6	
		上記以外で、月に60時間以上就労しているもの	4	4	
	自営業専従者 内職	1日7.5時間以上就労しているもの（休憩除く）	8	8	
		1日6時間以上就労しているもの（休憩除く）	6	6	
		1日4時間以上就労しているもの（休憩除く）	4	4	
		上記以外で、月に60時間以上就労しているもの	3	3	
②妊娠・出産	出産の前6週、後8週の間にあるもの		-	10	
③疾病・障がい	入院	長期の入院による療養を要するもの	10	10	
	居宅療養	常時臥床で医師が長期加療を要すると診断したもの	10	10	
		精神欠格で医師が長期加療を要すると診断したもの	8	8	
		比較的軽症であるが定期的に通院を要するもの	4	4	
	障がい	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳または療育手帳を所持するもの	1級またはA1、A2	10	10
			2級またはB1	8	8
3級またはB2			6	6	
④病人の看護等	入院付添	長期の入院の付き添いに当たっているもの	8	8	
	同居親族の看護等	被介護者が寝たきりで、日常生活全般の看護等に当たっているもの	7	7	
		被介護者の食事、排泄、通院など一部看護等に当たっているもの	5	5	
	別居親族の看護等	被介護者が寝たきりで、日常生活全般の看護等に当たっているもの	6	6	
被介護者の食事、排泄、通院など一部看護等に当たっているもの		4	4		
⑤家庭の災害	火災、風水害等で家屋が失われ復旧に当たっているもの		10	10	
⑥求職活動	就労先は確定していないが求職活動中のもの		2	2	
⑦就学	大学等の学校や職業訓練学校等で8時間以上就学しているもの		9	9	
	// 6時間以上就学しているもの		7	7	
	// 4時間以上就学しているもの		5	5	
⑧虐待、DVのおそれ	児童虐待またはDVのおそれがあると認められるもの		20	20	
⑨その他	上記に類する状況で保育が必要な状況にあるもの		上記指数を準用		

2. 調整指数（加算・減算）

内 容	細 目		点数
①ひとり親世帯	死別・離婚・行方不明等によるひとり親の世帯		+15
②生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯		+3
③生計中心者の失業等	生計の中心者が失業等で就労の必要性が高いと認められる場合		+3
④障がい児	入園する児童が身体障害者手帳、精神保健福祉手帳または療育手帳を所持する場合		+3
⑤きょうだい入園	きょうだいで、同じ園に同時に申し込む場合		+2
⑥育児休業明け	育児前にこども園に入園しており、育児終了後に当該こども園に入園する場合		+3
⑦進級児	現在こども園等を利用しており、進級する場合	同一園で進級	+2
		上記以外	+1
⑧地域型保育の卒園児	地域型保育事業所を卒園し、他のこども園等へ入園する場合		+1
⑨就労日数	月の平均就労日数（実態）が20日未満の場合		-2
⑩同居親族	65歳未満の同居親族が無職または月60時間以上の就労をしていない場合		-2
⑪保育料の滞納	保育料を正当な理由がなく滞納している場合		-10
⑫保育士等	市内において保育士・幼稚園教諭として就労する又は就労予定である場合		+4
⑬兄弟未利用	申込児以外に利用申し込みしない未就学児がいる場合		-2
⑭地域加算	住所地の学校区にあるこども園等に申し込む場合		+2
⑮育児延長の許容	希望するこども園等に入園できなければ、育児休業の延長も許容できる場合		

※⑮に該当する場合は、合計指数を0点とする

9 利用にあたっての注意事項（重要）

特にご注意いただきたいことを記載しています。必ずお読みください。

【全園共通】

保護者の退職等、家庭の状況に変更が生じた場合は、必ず通園中の園もしくは子育て支援課幼稚園・保育園係に連絡してください。

報告が必要な主な事項は以下のとおりです。

①退職 ②転職 ③出産 ④市外・市内転居 ⑤離婚・結婚 等

※報告が必要かどうか迷う場合は、自己判断せず、通園中の園もしくは子育て支援課幼稚園・保育園係にご相談ください

【こども園】

幼稚園部⇔保育園部の切り替えは事前に手続きが必要です。必ず変更申請書等の必要書類を通園中の園もしくは子育て支援課幼稚園・保育園係にご提出ください。

事前の手続きがない場合、希望する日からの切り替えができない場合もありますのでご注意ください。

【こども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所】

1. 認定基準（P7）に該当し、自宅でこどもの保育を行うことができない場合のみ、利用できます。
2. 入園後に認定基準に該当しなくなった場合は、原則退園となります。
3～5歳児でこども園を利用している場合は、幼稚園部への異動が可能ですが、事前に手続きが必要です。
3. 認定基準に該当しない状態で、必要な手続きを行わず、利用を継続していた場合、遡って私的契約となり、利用料を徴収することがあります。私的契約の利用料は、最も高い階層区分の料金となり、3歳児以上においても発生します。
4. 求職活動で園を利用する方は、原則入園後60日以内に、就労証明書等を提出いただきます。就労の認定基準に該当する場合は、園の利用を継続できます。就労しない場合は原則、退園となります。
5. 年度途中で育児休業を取得する場合は、当該年度末まで利用可能です。
3歳児以上においては、年度途中で育児休業から復帰する場合に限り、4月1日からの利用が可能です。
6. 年度途中で保育を必要とする理由や就労時間等の変更により、保育標準時間⇔保育短時間の変更が可能です。ご希望に添えない場合もあります。なお、変更の際は、変更申請が必要となりますので、必ず手続きを行ってください。
7. 必要に応じて、認定基準に該当しているかの確認を行う場合があります。就労状況の確認のため、勤務先に連絡することもありますのでご了承ください。

10 利用者負担額

(1) 保育料・副食費

対象	区分	月額	減免※																								
0～2歳児	保育料	別表のとおり	<p>就学前のきょうだいが、同時にこども園等を利用する場合、2人目は半額、3人目以降は無料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">きょうだい</th> <th colspan="2">例①</th> <th colspan="2">例②</th> </tr> <tr> <th>状況</th> <th>減免</th> <th>状況</th> <th>減免</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① A</td> <td>こども園</td> <td>なし</td> <td>小3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② B(2歳)</td> <td>こども園</td> <td>半額</td> <td>こども園</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>③ C(0歳)</td> <td>こども園</td> <td>無料</td> <td>こども園</td> <td>半額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※例②における就学前の子は、Bさん・Cさんで、Cさんは2人目と判定されるため、保育料は半額になります。</p>	きょうだい	例①		例②		状況	減免	状況	減免	① A	こども園	なし	小3	-	② B(2歳)	こども園	半額	こども園	なし	③ C(0歳)	こども園	無料	こども園	半額
			きょうだい		例①		例②																				
状況	減免	状況		減免																							
① A	こども園	なし	小3	-																							
② B(2歳)	こども園	半額	こども園	なし																							
③ C(0歳)	こども園	無料	こども園	半額																							
3歳児以上	保育園部	4,500円	<p>就学前のきょうだいが、同時にこども園等を利用する場合、3人目以降は無料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">きょうだい</th> <th colspan="2">例①</th> <th colspan="2">例②</th> </tr> <tr> <th>状況</th> <th>減免</th> <th>状況</th> <th>減免</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① A</td> <td>こども園</td> <td>なし</td> <td>小3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② B(4歳)</td> <td>こども園</td> <td>なし</td> <td>こども園</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>③ C(3歳)</td> <td>こども園</td> <td>無料</td> <td>こども園</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※例②における就学前の子は、Bさん・Cさんで、Cさんは2人目と判定されるため、減免の対象とはなりません。</p>	きょうだい	例①		例②		状況	減免	状況	減免	① A	こども園	なし	小3	-	② B(4歳)	こども園	なし	こども園	なし	③ C(3歳)	こども園	無料	こども園	なし
	きょうだい		例①		例②																						
状況		減免	状況	減免																							
① A	こども園	なし	小3	-																							
② B(4歳)	こども園	なし	こども園	なし																							
③ C(3歳)	こども園	無料	こども園	なし																							
	幼稚園部	3,900円	<p>小3までのきょうだい又は就学前のきょうだいが同時にこども園等を利用する場合、3人目以降は無料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">きょうだい</th> <th colspan="2">例①</th> <th colspan="2">例②</th> </tr> <tr> <th>状況</th> <th>減免</th> <th>状況</th> <th>減免</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① A</td> <td>こども園</td> <td>なし</td> <td>小3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② B(4歳)</td> <td>こども園</td> <td>なし</td> <td>こども園</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>③ C(3歳)</td> <td>こども園</td> <td>無料</td> <td>こども園</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	きょうだい	例①		例②		状況	減免	状況	減免	① A	こども園	なし	小3	-	② B(4歳)	こども園	なし	こども園	なし	③ C(3歳)	こども園	無料	こども園	無料
きょうだい	例①		例②																								
	状況	減免	状況	減免																							
① A	こども園	なし	小3	-																							
② B(4歳)	こども園	なし	こども園	なし																							
③ C(3歳)	こども園	無料	こども園	無料																							

※減免については、上記に記載されているもののほか、所得の状況や家庭の状況により別途減免の対象となる場合があります。

別表 未満児（0～2歳児）の保育料（予定）

（単位：円）

階 層		0歳児		1～2歳児	
		保育 標準 時間	保育 短時間	保育 標準 時間	保育 短時間
48,600円未満 (均等割のみ課税を含む)	ひとり親世帯等	6,750	6,000	6,500	5,800
	上記以外	13,500	12,000	13,000	11,600
48,600円以上 77,100円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,000	8,700	7,750
	上記以外	20,100	17,900	19,400	17,300
77,100円以上 97,000円未満		26,200	23,300	25,200	22,400
97,000円以上 131,000円未満		36,100	32,100	34,800	31,000
131,000円以上 169,000円未満		44,500	39,600	42,800	38,100
169,000円以上 301,000円未満		53,400	47,500	51,400	45,700
301,000円以上 397,000円未満		58,200	51,800	56,000	49,800
397,000円以上		62,200	55,300	59,800	53,200

※生活保護世帯・非課税世帯は、0円です。

※ひとり親世帯等とは、母子及び父子家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯、特に困窮していると市長が判断した世帯です。

（2）算定方法

- 保育料及び副食費は、保護者の「市町村民税額（住宅取得控除等の税額控除がある場合は、税額控除前の額）」によって決定します。ただし、世帯の生計の主宰者が祖父母であると決定したときは、祖父母の税額で決定します。
→生計の主宰者とは、こども園等の入園児童を税や健康保険等の扶養家族としているなど世帯の所得の状況を総合的に判断し、決定します。生計の主宰者としての最低年収の基準は、非課税所得（養育費、児童扶養手当等）を含み、103万円を目安とします。
- 最新の税情報を反映するために、9月に保育料及び副食費の再算定を行います。

4月～8月	9月～翌3月
令和5年度市民税により算定 (R4.1.1～12.31の所得に応じて課税)	令和6年度市民税により算定 (R5.1.1～12.31の所得に応じて課税)

※確定申告等により市町村民税額に変更があった場合は、年度内に限り4月もしくは9月に遡って保育料を変更します。

- 税額等が確認できない場合は最高額の階層に決定する場合があります。

(3) 納付方法

区分	対象	支払方法	支払先	振替日※
保育料	公立こども園 私立保育園	口座振替	土岐市	原則、毎月月末
	私立こども園 地域型保育事業所	各施設の指定する方法で期日までに直接支払い		
副食費	公立こども園	口座振替	土岐市	原則、毎月月末
	私立こども園	各施設の指定する方法で期日までに直接支払い		

※保育料等の振替日は毎月月末（12月は25日）、休業日等の場合は翌営業日です。

※口座振替ができる金融機関等は以下のとおりです。

三菱UFJ銀行、大垣共立銀行・十六銀行・東濃信用金庫・陶都信用農協・東海労働金庫の本店及び支店並びに郵便局（ゆうちょ銀行）

(4) 利用者負担額の未納

- ・残高不足等で口座振替ができない場合や口座の登録がない場合は、こども園等を通して納付書をお渡ししますので、最寄りの金融機関で支払いしてください。納付書での支払いの場合、三菱UFJ銀行では振込手数料がかかりますのでご注意ください。
- ・利用者負担額の支払いがない場合、支給される児童手当を未納分に充当する手続きをご案内する場合があります。また、滞納が解消されない場合は、「差押」等の処分が執行されるほか、こども園等の入園決定の際に、優先順位が大幅に低くなりますのでご注意ください。

(5) その他の費用

- ・園により、保護者会会費や保険料、活動費等が発生する場合があります。
- ・園ごとに内容が異なるため、詳細は各園にお問い合わせください。

11 よくある質問と回答

【4月入園の申請関係】

①入園を希望する園の受付日時に都合が悪く行けないのですが、どうしたらよいでしょうか？

A. 希望園以外の受付日時でも提出可能です。

②市役所で入園申請を行うことは可能でしょうか？

A. 一次受付については、できません。
指定する場所及び時間で申請手続きを行ってください。

③必要書類が揃わなくても申請は可能ですか？

A. 申請の受付は可能ですが、期日までに足りない書類をご提出いただく必要があります。
また、定員超過で利用調整となった際、必要書類が未提出の場合は、点数がつけられなくなることがあるため、ご注意ください。

④住民票が土岐市になくても申請は可能ですか？

A. 申請時点で住民票が土岐市にない場合でも申請は可能です。
ただし、4月入園の場合、入園する年の3月31日までに住民票が土岐市にある必要がありますので、異動手続きの漏れがないようご注意ください。

⑤4月から就労を開始（就労先を変更）しますが、提出書類はどうしたらいいですか？

A. 4月から勤務する就労先で、就労証明書を記載いただき、ご提出ください。

⑥自営業の場合、確定申告書や源泉徴収票の提出が必要とされていますが、開業したばかりで、ありません。どうしたらよいのでしょうか？

A. 開業届等、実際に事業を行っていることが確認できる書類の提出を求める場合があります。
なお、翌年度以降は、必ず確定申告等を行っていただき、必要書類として添付いただく必要があります。

⑦出産予定の子の入園申請は可能ですか？

A. 保護者の育休復帰等、出産予定の子の保育の必要性があれば、申請は可能です。

【育休関係】

⑧育休復帰を考えていますが、いつから利用できますか？

A. 0～2歳児においては、復帰日の前5日から利用が可能です。（5日間は、慣らし保育となります）

3歳児以上においては、当該年度途中で復帰する場合、年度当初から利用が可能です。

⑨育休中は、保育園部の利用が可能ですか？

A. 可能です。ただし、保育短時間（8時～16時）のみの利用となります。

なお、幼稚園部を利用いただくことも可能です。

⑩育休の延長のため、保育園に入れたい証明が必要です。手続き方法を教えてください。

A. 保育園に入れたい証明（＝保留通知書）は、年度ごとの発行となります。翌年度のものが必要であれば、前年度の3月頃から発行が可能です。

証明の発行にあたっては、1週間程度時間を要するため、提出時期等を会社に確認の上、手続きを進めてください。

【利用関係】

⑪就労先が遠方ですが、利用時間は通勤時間を考慮しますか？

A. 通勤時間は考慮し、利用時間を設定します。

⑫家族の仕事を無償で手伝っていますが、就労と認定できますか？

A. 園の利用における「就労」は、収入が発生する労働を指します。そのため、無償の場合は、「就労」の認定はできません。

12 こども園等での生活

園生活に関する主な内容となります。私立園や地域型保育事業所については、異なる部分があるため、各園にご確認ください。

(1) 1日の生活

時間	以上児（3歳児以上）		未満児 (0～2歳児)
	幼稚園部	保育園部	
7時30分～			順次登園
8時30分～	順次登園		
～14時30分	教育・保育 あそび 給食		保育 おやつ(午前) あそび 給食 午睡 おやつ(午後)
	降園	午睡 おやつ	
16時00分～			順次降園

(2) 給食

- ・給食は、こども園等で調理します。
- ・未満児は、昼食、午前・午後のおやつを提供します。乳児については、保護者と相談の上、月齢と発達状況に合った食事を調理します。
- ・以上児は、昼食、午後のおやつを提供します。
- ・アレルギーについては相談の上、除去食等の対応を行います。

(3) 午睡（昼寝）

- ・保育園部の園児については、年間を通して行いますので、昼寝用の寝具を用意してください。サイズ等は各園にお尋ねください。
- ・幼稚園部の園児については、午睡は行いません。
- ・5歳児（年長児）については、原則、保育園部・幼稚園部ともに午睡は行いません。ただし、希望保育期間中（お盆など）は、午睡を行います。なお、園児の状況によっては、園より午睡の実施について相談する場合があります。

13 園からのお願い（公立園）

公立園から、保護者の方への依頼事項となります。私立園や地域型保育事業所については、各園の案内にしたがってください。

（１）慣らし保育

新入園児においては、園生活に慣れるため、短い時間から徐々に通常の保育時間に延ばしていきます（慣らし保育）。当該期間においては、保護者の方のご協力をお願いします。なお、園児の状況により慣らし保育期間が異なることがあります。

（２）登園・降園

- ・お盆期間や年末年始等、仕事がお休みの場合は、なるべく家庭でお子さんと過ごしてください。必要な範囲内でのご利用に、ご理解・ご協力をお願いします。
- ・保護者が責任を持って送迎してください。
- ・保護者以外の方が送迎を行う場合は、必ず事前にご連絡ください。連絡がない場合は、引き渡しできません。
- ・欠席する場合は、早めにご連絡ください。

（３）病気・ケガ等

- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス、風疹や水痘等など学校において予防すべき伝染病等の病気にかかったときは、登園する際に医師の許可が必要となります。
 - ・アレルギー体質、持病等のある方は、申し出てください。
 - ・発熱や下痢等体調の異常がある場合は、登園を控えてください。
 - ・薬を持ってくる登園は、原則禁止です。アレルギー等により必要な場合は、事前に園へご相談ください。
 - ・在園中のケガや発熱などの場合は、保護者の方にご連絡しますので、お迎えをお願いします。
- ※特に緊急なときは、園で病院等に直接お連れする場合があります。

（４）その他

- ・緊急連絡先、電話番号等に変更があった場合は、必ず園に報告してください。

（５）苦情や要望について

こども園等に寄せられた要望や苦情等に適切に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置しています。園に関する苦情や要望等は各園又は子育て支援課へ申し出てください。

(6) 警報発令時等の対応

- 暴風警報及び特別警報の発令時は、こどもの安全を確保するため、園での受入れは行いません。登園はせず、自宅で待機してください。
- 上記以外の警報発令時は、保護者の仕事の都合上、やむを得ない場合においては、受入れを行います。極力登園を見合わせ、自宅での待機にご協力ください。なお、こどもを預ける場合は、保護者の責任において、登園時の安全面等に十分ご注意ください。
- 近年は、想定外の豪雨により、短時間で急激に河川が増水する等の危険が高まっています。特に河川に近い園においては、暴風警報や特別警報が発令されていない場合においても、登園を見合わせていただくようお願いすることがありますので、ご理解ください。
- 暴風警報や特別警報が解除になった場合の受入れについては、別途園よりご連絡します。解除される時間帯によっては、給食の提供ができない場合がありますのでご了承ください。
- 登園後に警報が発令された場合は、園より今後の対応についてご連絡しますが、なるべく速やかにお迎えに来ていただくようご協力をお願いします。
- なお、急激な河川が増水や土砂崩れ等の危険がある場合は、こどもの命を第一に考え、避難場所への避難等、緊急の対応を取ることがあります。
- 園においては十分な災害対策を講じますが、予測できない災害が各地で発生している現状を踏まえ、大雨等が予想される場合は、なるべくご家庭でお子さんの安全を確保していただくようご協力をお願いします。

14 年度途中での入園・広域入所・私的契約

(1) 年度途中での入園を希望される場合

引っ越しや就労などにより、年度途中でこども園等への入園を希望される場合は、以下のように入園申込みを行ってください。

申込期間	入園希望日の1ヶ月前から申込みを受付 (育児休業明け又は産休明け入所を希望する場合を除きます。)
場 所	土岐市役所1階 子育て支援課
提出書類	6(3)または7(4)入園申込みの提出書類と同じ
そ の 他	入園を希望されるこども園等において面接及び健康診断を受けていただく必要があります。

(2) 市外の保育所等への入所を希望する場合

土岐市在住の方が、勤務時間の関係などにより市内のこども園等の保育時間内では勤務に支障が出る場合には、市外の保育所等を利用することも可能です。ただし、希望する保育所等の空き状況や保育所等所在市町村の事情等により入所できないこともあります。まずは、市役所子育て支援課にお問合せください。

※令和4年度より瑞浪市の中京幼稚園が認定こども園となりました。引き続き土岐市在住の方の受け入れは一定数できる見込みとなっています。ご希望の方は、直接園にお問い合わせください。

【問い合わせ先】中京こども園 TEL：0572-68-5285

(3) 転出後も引き続き土岐市のこども園等の利用を希望する場合

転出先の市町村の依頼(協議)により、定員に余裕がある場合は土岐市内のこども園等を継続して利用することが可能です。詳細については、転出先の市町村でご確認ください。

(4) 私的契約

こども園等の定員等に余裕がある場合には、入園の基準に該当せず、保育の必要のない児童でもこども園等に入園できる場合があります。ただし、所得に応じた保育料ではなく、別に定める利用料を負担していただきます。

15 特別保育

(1) 医療的ケアが必要なお子さん

日常生活の中で医療的ケアが必要な児童も集団生活が可能であれば、こども園に入園することができます。児童の状況に応じて、適切かつ安全に医療的ケアと保育ができるよう、看護師を配置し、また関係機関と連携して対応します。入園を希望される場合は、条件等をご説明いたしますので、必ず事前に土岐市役所子育て支援課までご連絡ください。安全な保育の提供が難しい場合は、入園をお断りする場合があります。（現段階では、泉こども園のみで受入れ可能となっています）

(2) 支援が必要なお子さん

心身に障がいや発達の遅れがある児童も集団生活が可能であればこども園等に入園することができます。園では児童の発達状況や個性を踏まえながら、クラス集団の中でその児童の成長を応援できるように配慮した保育を行います。入園の申込みにあたって、成長について心配なこと、気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

※障がいや発達の程度により保育士の加配を行います。職員配置等の関係により、16時以降及び土曜日については受入れができない場合があります。

(3) 土曜日保育

土曜日保育は、保護者全員が就労等により家庭で保育できない場合に利用できます（きょうだいの参観日や運動会等では原則利用できません）。

公立こども園においては、利用状況等を踏まえ、指定する園でのみ実施します。実施する園は、決まり次第ご案内します。通常実施園を利用していない場合においても、土曜日に限り当該園をご利用いただけます。

※土曜日保育については給食の提供がありませんので、お弁当を持参してください。

(4) 延長保育

保育標準時間の規定時間（11時間）を超えて保育を希望する場合や保育短時間認定の方が規定時間（8時間）を超えて保育を希望する場合は延長保育扱いとなります。延長保育の利用には別途延長保育料が必要です。

公立こども園で延長保育を希望する場合は、受付時に配布する延長保育申込書の提出が必要です。私立保育園・地域型保育事業所については、各園にお問合せください。

<公立園の延長保育の取扱い>

7:30	8:00		16:00	18:30	19:00
保育標準時間（11時間）				延長保育	
延長保育		保育短時間（8時間）		延長保育	

<公立園の延長保育利用料（月額）>

①保育標準時間認定で、18:30～19:00 を利用

(単位：円)

階 層		0 歳児	1～2 歳児	3 歳児	4～5 歳児
市民税非課税	ひとり親世帯等	0	0	0	0
	上記以外	300	300	200	200
48,600 円未満 (均等割のみ課税を含む)	ひとり親世帯等	350	300	250	250
	上記以外	700	600	500	500
48,600 円以上 77,100 円未満	ひとり親世帯等	500	450	400	350
	上記以外	1,000	900	800	700
77,100 円以上 97,000 円未満		1,200	1,200	1,100	1,000
97,000 円以上 131,000 円未満		1,700	1,600	1,200	1,100
131,000 円以上 169,000 円未満		2,100	2,000	1,300	1,200
169,000 円以上 301,000 円未満		2,500	2,400	1,300	1,200
301,000 円以上 397,000 円未満		2,700	2,600	1,300	1,200
397,000 円以上		2,900	2,800	1,400	1,200

②保育短時間認定で、7:30～8:00 又は 16:00～18:30 を利用

(単位：円)

階 層		0 歳児	1～2 歳児	3 歳児	4～5 歳児
市民税非課税	ひとり親世帯等	0	0	0	0
	上記以外	500	500	400	400
48,600 円未満 (均等割のみ課税を含む)	ひとり親世帯等	750	700	550	550
	上記以外	1,500	1,400	1,100	1,100
48,600 円以上 77,100 円未満	ひとり親世帯等	1,000	950	650	600
	上記以外	2,200	2,100	1,800	1,700
77,100 円以上 97,000 円未満		2,900	2,800	2,400	2,200
97,000 円以上 131,000 円未満		4,000	3,800	2,700	2,500
131,000 円以上 169,000 円未満		4,900	4,700	2,900	2,700
169,000 円以上 301,000 円未満		5,900	5,700	3,100	2,800
301,000 円以上 397,000 円未満		6,400	6,200	3,100	2,900
397,000 円以上		6,900	6,600	3,200	2,900

※生活保護世帯は、いずれの場合も0円です。

※②の利用に加え、①も利用する場合は、①と②の利用料の合算となります。

※階層区分の判定や納付方法等は、保育料等と同様です。

※月途中の利用開始等、利用がひと月に満たない場合も、月額料金がかかります。

※私立園や地域型保育事業所の延長利用料については、各事業所にお問い合わせください。

16 その他の保育サービス・施設等

土岐市の子育てに関する支援制度や各種相談窓口、
関連施設のご案内など子育てに役立つ様々な情報が
「ときっこ子育てハンドブック」に掲載されています。
子育ての参考に、ぜひご確認ください。



(<https://www.city.toki.lg.jp/kosodate/shien/1004770/1003462.html>)

